

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第6章 司法 (別紙2) 裁判のしくみ

労働組合

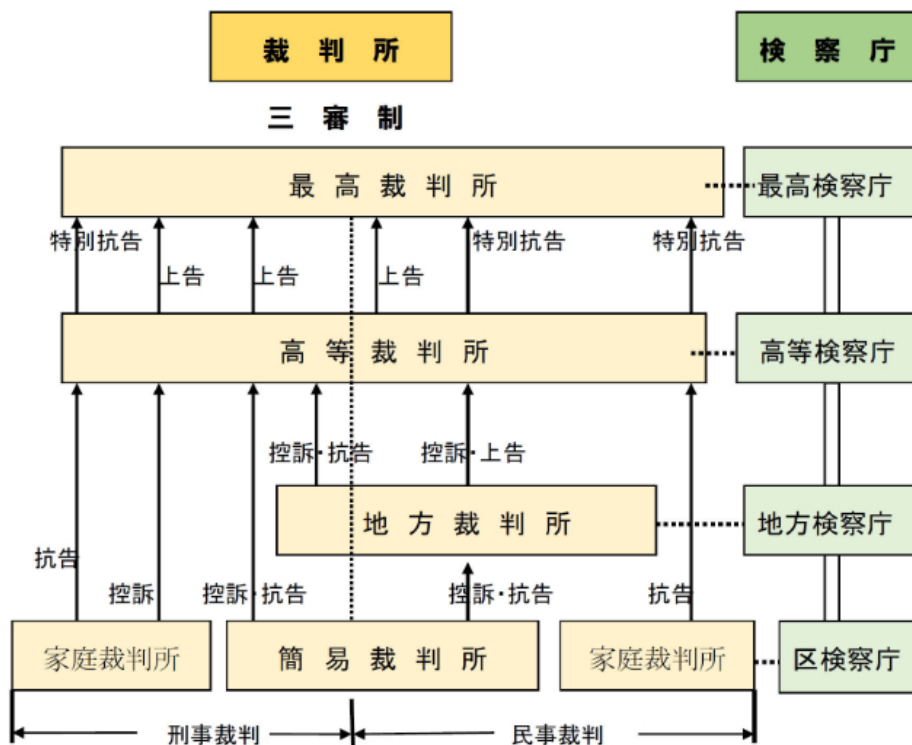
労働者福祉・共済

一般教養

### 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第6章 司法 (別紙2) 裁判のしくみ

司法権は、すべて最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する(日本国憲法第76条)。

#### 1. 裁判のしくみ



1) 三審制・・・日本の裁判は、国民の権利保護に慎重を期すために、審理は1回限りでなく、国民は原則3回まで裁判を受けることができます。これを三審制と言います。このような審級制度(三審制)では、一般に控訴・上告などの上訴(上級の裁判所に訴えること)が認められています。

2) 検察制度・・・犯罪を調べて、被疑者を裁判所に訴え、裁判によってきまった刑の執行を監督する行政機関が検察庁です。行政官である検察官がその任務にあたっています。

注) 検察審査会・・・検察庁が犯罪の容疑者を不起訴処分とした案件を、不起訴が妥当だったかどうかをチェックする機関。検察官が容疑者と癒着して、不祥事を避けるために、不起訴が適切かどうかを判断する機関。有権者の中から抽選で選ばれた11名で構成され任期は6ヶ月。地方裁判所および支部に置かれる。

PDF版

- 社会保障
- 労使トラブル法律相談Q&A
- 労働関係法
- 経営全般
- 人間関係とコミュニケーション
- ライフプラン
- 男女共同参画
- 公務員関係法
- 日朝の歴史
- 7つの習慣
- 中東の歴史
- ボランティア活動
- 環境活動
- 社会貢献活動
- 自己啓発
- 生涯学習
- 外交・防衛問題
- 資本論
- 教育カリキュラム
- 日本国憲法

傾聴

語り部スキル

Worker's Library 会員登録  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 キーワード検索はこちら

🗺️ サイトマップ 📄 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.